

【通所リハビリテーション】

		介護保険適用後の 1日あたりの 自己負担金 ※1 割負担の場合	介護保険適用後の 1日あたりの 自己負担金 ※2 割負担の場合	介護保険適用後の 1日あたりの 自己負担金 ※3 割負担の場合
6時間以上 7時間未満 利用 ※1	要介護1：I 261	789円	1,577円	2,365円
	要介護2：I 262	937円	1,874円	2,811円
	要介護3：I 263	1,082円	2,163円	3,244円
	要介護4：I 264	1,254円	2,507円	3,760円
	要介護5：I 265	1,422円	2,844円	4,266円
感染症等対応加算 ※2		所定単位数の3%加算		
提供体制加算4 ※3		27円	54円	80円
入浴介助加算I ※4		45円	89円	134円
入浴介助加算II ※5		67円	134円	200円
リハマネジメント加算A11 ※6		6月以内 622円(／月)	6月以内 1,244円(／月)	6月以内 1,865円(／月)
リハマネジメント加算A12 ※6		6月超 267円(／月)	6月超 533円(／月)	6月超 800円(／月)
リハマネジメント加算A21 ※7		6月以内 659円(／月)	6月以内 1,317円(／月)	6月以内 1,975円(／月)
リハマネジメント加算A22 ※7		6月超 303円(／月)	6月超 606円(／月)	6月超 909円(／月)
リハマネジメント加算B11 ※8		6月以内 922円(／月)	6月以内 1,843円(／月)	6月以内 2,764円(／月)
リハマネジメント加算B12 ※8		6月超 567円(／月)	6月超 1,133円(／月)	6月超 1,699円(／月)
リハマネジメント加算B21 ※9		6月以内 958円(／月)	6月以内 1,916円(／月)	6月以内 2,874円(／月)
リハマネジメント加算B22 ※9		6月超 603円(／月)	6月超 1,206円(／月)	6月超 1,809円(／月)
短期集中個別リハ加算 ※10		3月以内 123円	3月以内 245円	3月以内 367円
認知症短期集中リハ加算I ※11		1回 267円(2回／週)	1回 533円(2回／週)	1回 800円(2回／週)
認知症短期集中リハ加算II ※12		2,132円(／月)	4,263円(／月)	6,394円(／月)
生活行為向上リハ加算 ※13		6月以内 1,388円(／月)	6月以内 2,775円(／月)	6月以内 4,163円(／月)
若年性認知症受入加算 ※14		67円	134円	200円
栄養改善加算 ※15		1回 222円(2回／月)	1回 444円(2回／月)	1回 666円(2回／月)
口腔・栄養スクリーニング加算I ※16		23円(／6月)	45円(／6月)	67円(／6月)
口腔・栄養スクリーニング加算II ※17		6円(／6月)	11円(／6月)	17円(／6月)
口腔機能向上加算I ※18		1回 167円(2回／月)	1回 333円(2回／月)	1回 500円(2回／月)

口腔機能向上加算Ⅱ ※19	1回 178円 (2回/月)	1回 356円 (2回/月)	1回 533円 (2回/月)
科学的介護推進体制加算 ※20	45円 (／月)	89円 (／月)	134円 (／月)
送迎減算 ※21	-53円 (片道につき)	-105円 (片道につき)	-157円 (片道につき)
サービス提供体制加算Ⅰ ※22	25円	49円	74円
処遇改善加算Ⅰ ※23	サービス提供単位数×47/1000×11.1(／月)		
特定処遇改善加算Ⅰ ※24	サービス提供単位数×20/1000×11.1(／月)		
令和3年9月30日までの上乗せ分※25	所定単位数の0.1%加算(／月)		

◎前述の加算は、サービス担当者会議を通じ、必要と認められる場合は継続します。

◎6時間以上7時間未満以外の通所リハビリテーション費につきましては別紙を参照下さい。

- ※1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において通所リハビリテーションを行った場合に算定する。
- ※2 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合に算定する。
- ※3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が規定人数配置されている場合に算定する。
- ※4 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に算定する。
- ※5 ※4に加え、居宅を訪問し、浴室における動作及び浴室の環境を評価する。この際入浴を行うことが難しい環境にある場合は、介護支援専門員等と連携し、環境整備に係る助言を行う。さらに入浴計画を作成し、それに基づき、入浴介助を行った場合に算定する。
- ※6 通所リハビリテーション計画の内容等を作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に説明し、同意を得るとともに説明した内容等を医師に報告する。定期的に計画を見直し、介護支援専門員に情報提供を行う。居宅を訪問し、他の介護サービス職員又は家族に対して日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行った場合に算定する。
- ※7 ※6に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。
- ※8 ※7に加え、通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合に算定する。
- ※9 ※8に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。
- ※10 退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合算定する。
- ※11 認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に、リハビリテー

ションを集中的に行った場合算定する。

- ※12 認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3ヶ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合算定する。
- ※13 生活行為の内容の充実のための目標、当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画に定め、リハビリテーションを提供し、居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施している場合に算定する。
- ※14 若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に算定する。
- ※15 管理栄養士等が共同して、栄養ケア計画を作成し、それに従い栄養改善サービスを行い、栄養状態を定期的に記録する。栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ居宅を訪問した場合に算定する。
- ※16 口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合に算定する。
- ※17 口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合に算定する。
- ※18 口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに従い口腔機能向上サービスを行い、定期的に記録をする。計画の進捗状況を定期的に評価した場合に算定する。
- ※19 ※18に加え、情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。
- ※20 ADL値、栄養状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じ通所リハビリテーション計画を見直すなど上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定する。
- ※21 居宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合に減算する。
- ※22 介護福祉士が70%以上配置されている場合に算定する。
- ※23 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県に届け出た事業所がサービスを提供した場合に算定する。
- ※24 ※23を算定し、職場環境等要件の中で資質の向上等の取り組みを行い、それをホームページ等への記載を通じて「見える化」を行い、サービス種別により定められたサービス提供体制強化加算等を算定している場合に算定する。
- ※25 すべての介護サービスについて新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に0.1%上乘せする。

[自費負担分]

昼食費	740円	
リハビリパンツ	250円	
尿取りパット	70円	
キャンセル料	500円	※利用当日にキャンセルした場合
送迎代	500円	※足立区外の場合
区分支給限度額を超える料金	全額	

[無料提供]

- ・おしぼり
- ・お誕生日カード
- ・レクリエーション
製作に係る費用

10 サービス利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の変更 [変更があった場合は速やかにご連絡いたします]
- ② 体調確認 [毎日、健康チェックを行います]
- ③ サービスの変更 [体調不良等によるサービスの変更、又は中止する場合があります]
- ④ 食事のキャンセル [体調不良により食事をしない場合があります]
- ⑤ 入浴のキャンセル [体調不良により入浴を中止する場合があります]

附則

この規定は、2021年4月1日から施行します。